

ギャラリー・ホワイエ利用方法について(注意事項)

令和5年4月1日
茨城県県南生涯学習センター所長

◇ 使用目的は以下のとおりとする。

生涯学習を目的として活動している学習団体等が制作した作品や学習成果を紹介するため。または、本センターの活動に資するものと所長が認めたもの。

◇ 使用する団体・個人は、以下の事項をお守りください。

[利用申請について]

(1) 来所・電話にて、利用希望日の調整をおこない、申請書を提出する。

※予約開始日:利用月の6か月前の月から申請可能。

初日の受付開始時間...来所者 11:00開始 / 電話申込 12:00開始

同日の利用希望者が来所した場合は、抽選の上予約順を決定する。

(2) 申請書受理後、所内にて審査後承認書を郵送にて受け取る。

(3) **利用日2週間前までに**、センター担当者と電話または来所にて打ち合わせを行う。

1 展示物等の設置、撤去及び管理は、すべて使用者の負担と責任で行う。

「**ギャラリー・ホワイエ利用方法について**」・「**ギャラリー・ホワイエ設置注意事項**」を確認の上、利用方法を厳守すること。

2 展示物等の盗難及び破損等は、すべて使用者の責任とし、本センターに補償を求めない。

3 ギャラリー・ホワイエの使用料は無料とする。なお、駐車場利用時の補助等は行わない。

4 **展示等の周知をする際、本センター専用駐車場がなく駐車料金が自己負担になることを案内する。**

5 利用日当日について

(1) 来所後、受付にて手続きをおこなう。

(2) 施設借用備品等の利用及び返却は、職員の指示に従って行う。展示終了後は、原状復帰する。

(3) 搬入搬出は、本センター受付を通して行う。

(4) **人数報告書に毎日の来場数を記入し、最終日に提出する。**

◇ 使用目的に該当しないもの及び以下の事項に該当する者は使用できません。

1 **上記の注意事項等を守れないもの。**

2 公序良俗に反するもの。

3 法令に違反するもの又は制限のあるもの。

4 特定の思想等の普及を図るもの。

(1) 特定の政党や政治団体を支援し、又はこれに反対するもの及び選挙活動に関するもの。

(2) 特定の宗教への入会を勧誘し、又はこれに反対するもの及び布教活動に関するもの。

(3) その他、特定の政治的主張や思想等の普及を図るためと思われるもの。

5 営利目的等であるもの。

(1) 商品発表会など、企業が行う営業活動に関するもの。

(2) 見学者に対し、募金活動を行うこと。

(3) 見学者に対し、料金徴収や販売を目的とする内容のチラシや資料の配布、使用団体以外のチラシや資料を配布すること。

(4) その他、営利目的等と思われるもの。

6 特定の法人又は個人の売名的行為になるもの。

7 その他、本センター所長が不適当と認めるもの。

◇ 以下の事項に該当する場合、使用の承認を取り消す場合があります。

1 使用申込書の記載に虚偽の内容があったとき。

2 展示物等が、著しく本センターにふさわしくないものと所長が認めたとき。